

児童虐待防止についてお伺いします。

連日、テレビ新聞で、耳を疑うような残忍な児童虐待の報道が流れ、なぜ親がこのような事を子どもにするのか理解に苦しむ事件が増加しております。厚生労働省が先月4日に発表した27年度の全国の児童相談所が対応した児童虐待件数は、10万件を超え、前年度比16.1%増、25年連続増加となり児童を取り巻く深刻な現状が示されました。

虐待死事例では、25年度データで心中以外のもので、0歳児が全体の4割を超え最も多く、5歳児までが約9割を占めております。

練馬区でも7月に実家に里帰りしていた母親が生後6カ月の赤ちゃんの口を塞ぎ死亡させたという事件も発生しております。

そこで1点目に、虐待の予防についてお伺いします。現在、練馬区では赤ちゃん訪問はじめ育児応援券の家事手伝いなどを通じ、児童虐待の早期発見・早期対応に取り組まれていること

を評価いたします。しかし、赤ちゃん訪問拒否や育児応援券を利用しない方の捕捉ができていないのが現状です。妊娠期の全数面談の充実とエジンバラ産後うつ問診表の更なる活用を行うべきと思いますが、いかがでしょうか。また、保育園・幼稚園等を巡回して「気になる子の発見」を行うアウトリーチの取り組みを主任児童委員が中心となっていております。しかし、その存在があまり周知されておられません。ぜひ、各園に存在の周知と巡回の頻度を増やすことを提案いたしますが、区のご所見をお聞かせください。

また、区では健康部を中心に、出生から乳幼児健診、予防接種等の母子保健関連の記録をデータ化しています。一方、子ども家庭支援センターは健康部とこれらの情報連携を行い、虐待・要保護・発達障害等の情報に役立てております。早期発見・早期対策のためにも、ぜひ、これら母子保健管理システムを健康部以外とも

一元化し、庁内のオンラインで関係部署が共有できるようにしてはいかがでしょうか、あわせて区のご所見をお聞かせください。

先ほど練馬区の事件では、母親が実家に里帰りしている時に起こったものであり、区民以外の母親が起こしたケースです。区民でない母親が自由に育児相談できる窓口の設置を早急にすべきと思いますが、区のお考えをお聞かせください。

2点目に、特別区における児童相談所設置についてお伺いします。

今年の5月に改正児童福祉法が成立し、正式に特別区が児童相談所設置市に加わることとなりました。これを受けて前川区長は、必要があれば練馬方式での区児童相談所の設置はあり得るとした上で、区の子ども家庭支援センターがやっている事務とは次元が異なる、現在の不十分な検討のまま区が児童相談所を持つと混乱を招くとも懸念されています。

そこでお伺いいたしますが、都と実務的な検討をいつまでに行い、どのような区児童相談所を設置をしていくおつもりなのか、区長のお考えをお聞かせください。

また、今回の改正を受けて、区の児童相談所の設置を待つまでもなく、子ども家庭支援センターに緊急度の低い児童虐待の対応を迫られることが考えられます。職員数の増員や弁護士等の配置はどうされるのか、お聞かせください。

3点目に、虐待を受けた子の保護・自立についてお伺いします。

現在、里親委託先や養子縁組先で児童が多動や

^{うつ}鬱、暴力や言うことを聞かなくなるなどの問題が多く発生しており、心に傷を負った児童の継続的なメンタルケアが課題となっています。

さらには、施設退所後の児童が就業自立に結びつかず、社会的擁護を必要とする児童が自立に時間を要するケースが多くなっています。

通常これらの問題は、都の児童自立サポートセンターが中心となって動いております。しかし、そのサポート期間は、施設退所後の半年までであり、自立支援が十分でない状況です。改正児童福祉法を受けて、今後、区レベルでも子ども家庭支援センター、学校教育支援センター、若者サポートステーション等と連携し、児童の継続的メンタルケアや自立に向けた後押しをする機関を設置すべきと考えますが、区のお考えをお聞かせください。

<区長答弁>

はじめに、特別区における児童相談行政についてであります。

本年5月の児童福祉法の改正により、特別区においても児童相談所を設置することが可能となりました。児童相談所だけで完結するものではなく、幅広い関係行政機関や多数の児童福祉施

設と一体で機能しています。

また、対象となる児童数は、例えば児童相談所が入所措置を行なっている養護施設への年間入所人数は都内全体で約3千人ではありますが、保育所の年間入所人員20万と比べても圧倒的に少なく、一方、相談内容は、児童虐待や非行等、高度な専門性が必要となっています。

したがって、広域行政と基礎的自治体業務との協働のあり方や、職員の人材育成等を含め、周到な検討が必要であります。東京都との実務的な協議が行われない中、児童相談所の設置のみが先行することは、児童福祉の増進どころか、かえって大きな混乱を招くこととなります。今後、区としては、速やかに実務的かつ具体的な協議が行われるよう要請するとともに、児童相談体制の充実が確実に進むよう取り組んでまいります。

次に、虐待を受けた児童の自立に向けた支援についてであります。児童福祉施設を退所した

後も、継続的な支援が必要な場合は、現在も子ども家庭支援センターが、東京都やお話の各機関と連携しながら総合調整を行い、児童の自立に向けた支援を実施しています。子ども達の心の傷が癒え、自立して生きる力を身につけることができるよう、今後とも積極的に取り組んでまいります。

<こども家庭部長>

次に、児童虐待予防についてです。区では、本年4月から妊婦全員の面接を開始し、出産や育児に不安な家庭の早期発見、早期対応を図っています。平成27年度の赤ちゃん訪問率は、対象家庭の89%でした。繰り返し連絡しても訪問できない場合は、乳幼児健診の機会を通じて、同様の調査を行うなどにより、母親の健康状態を確認しています。また、面接に併せて、今年度から区の育児情報誌「子育て応援ハンドブック」を配付することにより、妊娠期から産後の

育児サービスの周知と子育てスタート応援券等の利用促進に繋げています。

エジンバラ産後うつ問診表は、母親のうつ状態の傾向を知ることができるため、今後とも精神保健相談や医療機関受診に積極的に結び付けていきます。

また、主任児童委員が、毎年保育園や幼稚園を訪問するとともに、リーフレットを配布し周知を行なっていますが、支援が必要と思われる児童がいる場合には、子ども家庭支援センターに引き継いでいます。訪問の回数増については、委員の事務負担を考慮する必要がありますが、定期的に行っている連絡会を通じて、児童の情報共有を図っていきます。

健康部所管の母子保健情報システムは、子どもの家庭支援センターでも閲覧ができ、児童の家庭状況の速やかな把握に活用しています。子ども家庭支援センターの児童家庭相談システムは、要保護児童の情報の重要性から、他のシス

テムとの結合を行う考えはありませんが、関係機関には要保護児童対策地域協議会の場を通じた情報提供を図っていきます。

練馬区に里帰りをした母親に育児不安がある場合には、保健相談所や子育てのひろばの相談を受けていますが、今後、周知の拡充を図っていきます。また、練馬区から他自治体へ里帰りをする妊婦についても、妊婦面接で里帰り先の自治体での相談方法について助言をしていきます。

次に、児童相談所についてです。東京都との実務的な協議を強く要請していく一方で、区の児童相談体制の強化を図っていくことが重要と考えます。対応力強化のために、従来から本区では他区に先駆けて、児童相談所に職員を派遣してきました。また、児童相談所の練馬区担当職員とも連携し、一時保護や施設入所が必要な児童に対し、適切な処遇と切れ目のない支援ができるよう引き続き取り組んでいきます。こうした着実な取り組みを進め、児童相談行政の充

実強化を図っていきます。

また、今回の児童福祉法の改正により、要保護児童を児童相談所から区市町村に送致する仕組みが新設されました。今後、国から示される共通評価シートの活用を通じて十分な協議を行い、迅速かつ適切な対応ができるよう、職員体制強化も含めて周到な準備をしていきます。

以上